

2017 April

4

No.806

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市 多布施川

今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 4月は採用、転勤の多い時期です。忘れないよう届出をしましょう。…………… 2
- ・ 「学生納付特例制度」をご存知ですか …………… 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 受診しよう! 生活習慣病予防健診 …………… 4~5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 4・5月開催社会保険事務講習会のごあんない…………… 6
- ・ 健康保険と年金に関する主な書類の提出先 …………… 7

- ・ 年金相談窓口開設等…………… 8
- ・ 健康保険・厚生年金保険適用関係届書送付先について …………… 8

職場内で回覧しましょう

4月は採用、転勤の多い時期です。 忘れないよう届出をしましょう。



新入社員の方の資格取得届の速やかな提出をお願いします

資格取得届 実際に従業員を使用することになった日から、5日以内に届出をお願いします。

■資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「実際に就労した日」が資格取得年月日となります。

■基礎年金番号

過去に厚生年金保険や国民年金等に加入していた方は、基礎年金番号が表示された年金手帳や基礎年金番号通知書の番号を記入してください。（日本国内に住所がある20歳以上の方は、必ずご自身の基礎年金番号をお持ちです。）

基礎年金番号が不明な方は、「年金手帳再交付申請書」を資格取得届に添付してください。

■報酬月額

報酬月額には基本給のほか通勤手当・家族手当・住宅手当など諸手当を含みます。（食事や住居などの現物支給も加えます。）

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

※「被保険者資格取得届」の被保険者整理番号欄につきましては、原則記入をしないようお願いいたします。（コンピュータシステムにより被保険者番号の自動払出を行っているため。）

3親等内の親族は健康保険の被扶養者になることができます

被扶養者（異動）届

■被扶養者の追加

被扶養者がいる新入社員が健康保険に加入したときや被扶養者が増えたときは、被扶養者の認定を受けた後、健康保険の被扶養者となります。

なお、認定を受けるためには収入要件や同居要件などの審査があります。

■被扶養者の削除

被扶養者が就職・離婚・死亡・75歳到達等の理由により被扶養者でなくなる場合は、被扶養者から削除する届出をお願いします。

※扶養削除日について

被扶養者（異動）届の「①被扶養者でなくなった日」欄について、就職による場合は「就職した日」、離婚の場合は「離婚した日」、死亡の場合は「死亡日の翌日」、75歳到達の場合は「75歳の誕生日」を記載してください。

■被扶養者の変更（訂正）

被扶養者の氏名・性別・続柄・生年月日等に変更（訂正）があった場合は、そのお届けをお願いします。



転勤や引越しなどにより住所が変わった場合は住所変更届の提出をお願いします

住所変更届

社員の住所が変更になったときは、住所変更届の提出をお願いします。また、第3号被保険者（その社員に扶養される20歳～60歳未満の配偶者）の住所が変更になったときも、その方の住所変更届の提出が必要となりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5162
- 武雄年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

「学生納付特例制度」をご存知ですか？

学生納付特例制度は、所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

POINT1 ご本人の所得のみで審査

一般の保険料免除（全額免除・一部納付）の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか審査いたしますが、学生納付特例はご本人の所得のみで審査することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない学生の方でも、所得がない場合は学生納付特例の対象となります。

ご注意 学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。



POINT2 障害・遺族基礎年金を受けることができます

納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族（「子のある配偶者」と「子」）の方は遺族基礎年金を受けることができます。

※障害や死亡といった事故が発生する前々月までの国民年金の加入期間の2／3以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、若しくは事故の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

学生納付特例期間の年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金	（受給資格期間）	○ 算入されます	○ 算入されます	× 算入されません
老齢基礎年金	受給資格期間	○ 算入されます	○ 算入されます	× 算入されません
	年金額に反映	○ 算入されます	× 算入されません	× 算入されません

- 障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。
- 学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。（ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。）

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成29年4月分 保険料の納付期限は平成29年5月31日（水）です。

■ 受診しよう!生活習慣病予防

3月下旬に、事業所様宛に生活習慣病予防健診のご案内や申込書等を送付
ご案内と一連のお手続きをよろしくお願いいたします。年に1度は健診を受け

● 生活習慣病予防健診申込から受診までの流れ

緑色の封筒が目印!



毎年3月に協会けんぽ
から事業所様宛に健診
の案内が届きます。

郵便物の開封

内容等を確認し、対象者
(※)に受診を勧めてくだ
さい。
※対象者(35歳～74歳の方)

予 約

健診機関に予約します。
受診者が予約してもかま
いません。

申込書

申込書を記
んぽに提出
が決定した
出してくださ

事業主様からインターネット(情報提供サービス)によ

特定保健指導
(無料)

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがある
保健指導は、保健師など専門家のサポートを受けな

生活習慣病予防健診 Q & A

生活習慣病予防健診に関する、問い合わせの多い事例をご紹介します。

Q. 35歳未満の加入者は生活習慣病予防健診の一般健診を受診できますか?



協会けんぽからの補助を受けて受診することはできません。
(35歳未満の方は事業主様が実施する定期健康診断を受診することになります。)

Q. 申込書に印字されていなくても、健診対象年齢に該当する被保険者(ご本人)であれば受診できますか?

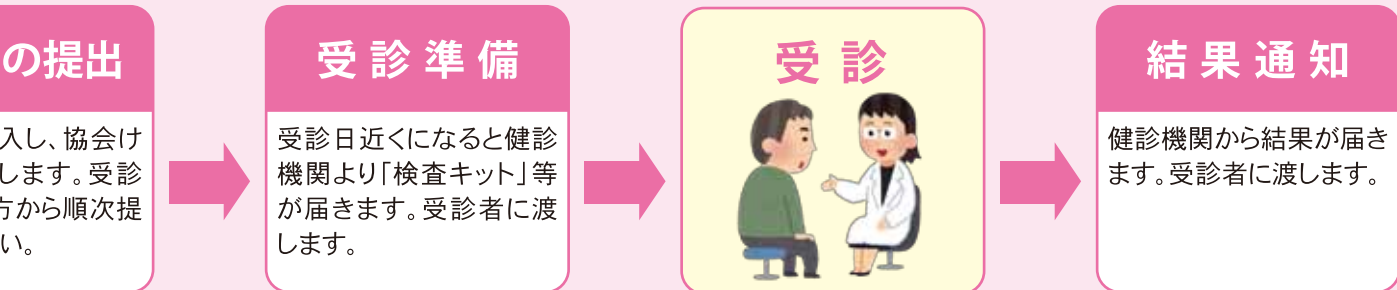


受診できます。申込書には平成29年1月初旬までに加入の手続きが完了
していた方が印字されています。印字されていない受診資格がある被保
険者(ご本人)様については、空欄に記入していただくか、別途「手書き用
申込書」を使用して協会けんぽにお申込みください。

健診



しています。事業所様におかれましては、対象の方への健康状態をチェックしましょう！



るお申込みも可能です。詳細は、協会けんぽのホームページをご確認ください。

ることが判明した場合、当協会または委託機関から保健指導の案内が届きます。ながら生活習慣を改善できる絶好の機会です。**無料**ですので、ぜひ活用しましょう！

生活習慣病予防健診を利用されていない事業主様へ

生活習慣病予防健診はお得がいっぱいです!!
従業員の皆様の健診を「生活習慣病予防健診」に切り替えませんか？

お得1 健診費用がお得です！

年度内にお一人様1回、協会けんぽが健診費用の一部を補助します。健診費用の約6割が補助(一般健診の場合)されますので、大変お得な健診となっています。

$$\begin{array}{l} \text{一般健診(最高額)} \\ 18,522\text{円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{協会けんぽ補助額(最高額)} \\ 11,484\text{円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{自己負担額(最高額)} \\ 7,038\text{円} \end{array}$$

お得2 年に1度の定期健診に置き換えができます！

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の必須項目を全て含んでいるため、法令上定期健康診断を受診したものとみなされます。

お得3 胃・大腸など、主な「がん検診」もセットで充実！

協会けんぽが実施する生活習慣病予防健診には、国が定める5種類のがん検診がすべて含まれています。

男女共通 胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診

女性のみ 乳がん検診・子宮頸がん検診
※婦人科検診は別途自己負担必要



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！



平成
29
年度

社会保険事務講習会のご案内

『新任担当者のための適用実務』

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に、
算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。

【初級編】

『短時間労働者(パートアルバイト等)の適用』

パートアルバイト等短時間労働の適用について学びます。

地 区	平成29年	会 場	地 区	平成29年	会 場
鳥 栖 会 場	4月18日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	唐 津 会 場	5月16日(火)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
武 雄 会 場	4月19日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	佐 賀 会 場	5月17日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
佐 賀 会 場	4月21日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	武 雄 会 場	5月18日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
唐 津 会 場	4月24日(月)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	鳥 栖 会 場	5月19日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
講師●社会保険労務士			講師●社会保険労務士		

●実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…50名 鳥栖・唐津…30名

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

对象者

社会保険事務担当者の方

参加料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び平成28年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号	 あて名シール左下の 7ケタの番号です	
参加希望 会場日時	『新任担当者のための適用実務』 （ 鳥 栖 ・ 武 雄 ・ 佐 賀 ・ 唐 津 ） 会 場 平成 年 月 日（ ）	『短時間労働者（パートアルバイト等）の適用』 （ 唐 津 ・ 佐 賀 ・ 武 雄 ・ 鳥 栖 ） 会 場 平成 年 月 日（ ）
参加者氏名		
事 業 所 名		
事業所所在地	〒	
	事業所電話番号（ ） -	
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。		

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

健康保険と年金に関する主な書類の提出先

協会けんぽ

健康保険の給付や健康保険証の発行・再交付、任意継続、健診等に関する手続き

- 健康保険給付に関すること
 - ・療養費支給申請書
 - ・**高額療養費**支給申請書
 - ・**限度額適用認定**申請書
 - ・**傷病手当金**支給申請書
 - ・**出産手当金**支給申請書
 - ・**出産育児一時金**支給申請書
 - ・埋葬料支給申請書
 - ・第三者等の行為による傷病（事故）届 等
- 健康保険証の発行・再交付に関すること
 - ・健康保険**被保険者証再交付**申請書 等

※資格取得時の健康保険証の発行は、日本年金機構から情報提供を受けて協会けんぽが行います。
- 健康保険の任意継続に関すること
 - ・任意継続被保険者資格取得申出書 等
- 健診に関すること
 - ・生活習慣病予防健診申込書
 - ・特定健康診査受診券申請書 等

日本年金機構

健康保険・厚生年金への加入や事業所の保険料の納付等に関する手続き

- 事業所に関すること
 - ・新規適用届
 - ・適用事業所所在地・名称変更（訂正）届 等
- 被保険者の採用・退職に関すること
 - ・被保険者**資格取得届**
 - ・被保険者**資格喪失届** 等
- 被扶養者の認定・解除に関すること
 - ・健康保険**被扶養者（異動）届** 等
- 被保険者の氏名・住所等の変更にに関すること
 - ・被保険者氏名変更（訂正）届
 - ・被保険者**住所変更届** 等
- 被保険者の給与・賞与に関すること
 - ・被保険者報酬月額**算定基礎届**
 - ・被保険者報酬月額変更届
 - ・被保険者賞与支払届 等
- 被保険者の育児休業取得等に関すること
 - ・育児休業取得者申出書
 - ・産前産後休業取得者申出書 等

協会けんぽ

※日本年金機構の事務処理後に、協会けんぽが被保険者証を発行・送付します（協会への申請書提出はありません）

- ・生活習慣病予防健診申込書
- ・特定健康診査受診券申請書 等
- ・健康保険**被保険者証再交付**申請書 等
- ・療養費支給申請書
- ・**高額療養費**支給申請書
- ・**限度額適用認定**申請書
- ・**傷病手当金**支給申請書
- ・第三者等の行為による傷病（事故）届 等
- ・**出産手当金**支給申請書
- ・**出産育児一時金**支給申請書 等
- ・任意継続被保険者資格取得申出書
- ・埋葬料支給申請書 等

事業所に関すること

採用

健診

変更・訂正

給与・賞与

病気・けが

出産

育児休業

退職・死亡

日本年金機構

- ・新規適用届
- ・適用事業所所在地・名称変更（訂正）届 等
- ・被保険者**資格取得届**
- ・健康保険**被扶養者（異動）届** 等
- ・被保険者氏名変更（訂正）届
- ・被保険者**住所変更届** 等
- ・被保険者報酬月額**算定基礎届**
- ・被保険者報酬月額変更届
- ・被保険者賞与支払届 等
- ・産前産後休業取得者申出書 等
- ・育児休業取得者申出書 等
- ・被保険者**資格喪失届** 等

【提出・問合わせ先】

全国健康保険協会（協会けんぽ）佐賀支部
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4
佐賀中央第一生命ビル2F
TEL 0952-27-0611

提出先 日本年金機構 福岡広域事務センター
〒812-8579 福岡市博多区博多駅前2丁目10-19
福岡ファッションビル2階

問合わせ先 佐賀年金事務所 0952-31-4191
唐津年金事務所 0955-72-5161
武雄年金事務所 0954-23-0121

平成29年5月出張相談【予約制】

出張相談所	日 時		相談時間	予約申込先	
基 山 町 役 場	5月	9日、23日	10:00～16:00	佐賀年金事務所	0952-31-4191
多 久 市 役 所	5月	17日	10:00～15:00		
伊 万 里 市 役 所	5月	12日、19日、26日	9:30～15:30	唐津年金事務所	0955-72-5161
鹿 島 市 民 会 館	5月	2日、16日	10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係	0954-63-2117
有田町役場東庁舎	5月	10日	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課 国民年金係	0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。

年金事務所での年金相談

受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15
時間延長 週初の開所日 17:15～19:00
週末相談 第2土曜 9:30～16:00 (予約制)

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)

受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15 (予約制)
予約申込先 ☎0942-50-8151

年金事務所では予約による年金相談を受け付けております

予約申込先 希望される日の前日までに申込みください。

- 佐賀年金事務所 ☎ 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 ☎ 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 ☎ 0954-23-0121



健康保険・厚生年金保険 適用関係届書送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集中して行っております。

そのため、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してしまいます。

つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。

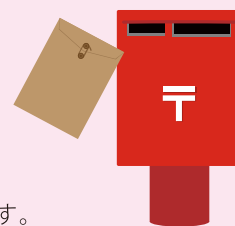
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター
厚生年金適用第2グループ

住 所

〒812-8579 福岡県福岡市博多区博多駅前2-10-19
福岡ファッショビル2F

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。



※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



健康保険料率、交通人身事故発生率が全国ワーストワンという不名誉な記録が続いています。なんとかしなければ。

県外出身で、佐賀勤務の複数の知人から「佐賀で車の運転をするのが怖い」「強引に右折する。ウインカーをあげずにいきなり車線変更する。横断歩道に人がいても止まらない。」などなど、長く佐賀に住んでいる者にとっては「これが普通」と思いこんでいる現状を鋭く指摘されます。要、安全運転の再確認。

健康保険料率の改善に向けては、病気にかからないように健康管理をすることがいざばん効果的かなと。貝原益軒の養生訓にある「毎日、少しずつ運動をすれば血行が良くなり病気にかかりにくくなる。運動はただ、散歩するだけでもいい。そうすれば、鍼、灸など痛い思いをしなくても健康は保てる。」健康への一歩を踏み出そう。(山)